

固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム 第2期

Advanced Technology Consortium for Solid-State Energy Conversion 2nd phase (ASEC-2)

運営規約

2021年5月1日制定

本運営規約は、エネルギー変換先端技術に関連する研究開発により、電気・熱・有用ガスにフレキシブルに変換可能な高効率固体酸化物エネルギー変換デバイスを実現することで、我が国が目指す水素社会、省エネルギー・低炭素社会実現に資することを目的とし、関連技術に関する研究開発、試験研究、実証・評価試験に関し、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)と別表1の機関(以下「ASEC-2参画機関」という。)が、「固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム 第2期 (Advanced Technology Consortium for Solid-State Energy Conversion 2nd phase (ASEC-2))」(以下「本コンソーシアム」という。)を構成し、産総研とそれぞれ締結した共同研究契約及び ASE-2 知的財産権取扱規約に基づき、当該関連技術に関する研究開発等を効果的・効率的に推進するため、共同研究契約当事者の合意に基づく「ASEC-2 運営規約」(以下「運営規約」という。)を定めるものである。

2016年度-2020年度に行われた「固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)」では、従来のSOFC出力性能を10倍にする革新的な材料やセルスタックを開発するとともに、関連技術の社会実装にむけて、その戦略シナリオを関係企業・大学機関と検討し、当初目標を達成した。

本コンソーシアムでは、ASECでの研究開発を推進する中で課題として現出してきた、開発技術の実用普及への展開とその課題等について取り組む。また、2020年度中に政府から出された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、2050年での温室効果ガス排出削減目標を、従来の80%減から実質ゼロにするという、高い目標が掲げられることとなった。このような情勢変化を受け、本コンソーシアムではSOFC-SOEC関連技術の将来の社会実装、目標設定のために、新たな戦略シナリオ検討に向けた取り組みを行う必要性があり検討するものである。

(目的)

第1条 産総研及び別表1に掲げる ASE-2 参画機関(以下、両者を合わせて「ASEC-2 構成員」という。)は、固体酸化物を利用した革新的エネルギー変換デバイス技術に関連する研究開発を推進し、燃料・有用ガス・電気・熱にフレキシブルに変換可能な高効率固体酸化物エネルギー変換デバイスを実現するとともに、我が国の目指す水素社会、省エネルギー・低炭素社会実現に資することを目的とする。

2 ASE-2 構成員は参画する共同研究にかかる成果を、オープンイノベーションの理念の下、互いに協力し、迅速に社会に対し普及させるよう努力するとともに、当該研究成果の国際規格標準化活動及び人材育成にも取り組むものとする。

(共同研究契約および運営規約等の取り扱い)

第2条 ASE-2 参画機関は、前条の目的を達成するために、産総研と ASE-2 参画機関それぞれとの間で共同研究契約を締結するとともに、運営規約及び別途定める ASE-2 知的財産権取扱規約(以下「知財取扱規約」という。)を遵守するものとする。

2 前項に規定する共同研究契約に基づき、ASEC-2 参画機関は、個別の研究テーマの推進に必要な研究資金等（研究装置等を含む。）を産総研に対して提供（研究装置等の場合、譲渡または持込をいう。）するものとする。この場合において、受益者負担の原則に基づく公平なコストシェアの理念の下で、提供された研究資金等の直接経費には 本コンソーシアム の運営及び研究プロジェクトに係る共通費用等が含まれているものとする。ただし、ASEC-2 参画機関のうち公的研究機関および大学等の教育機関の研究資金等は、無償とすることができる。

3 共同研究の内容（以下「研究プロジェクト」という。）は、オープンプラットフォームで行うものと、クローズドプラットフォームで行うものがある。オープンプラットフォームで取り組む研究プロジェクトは、原則として参画機関すべてが参加しその経費をコストシェアする。

4 クローズドプラットフォームで行う研究プロジェクトは、産総研と特定のASEC-2 参画機関とでのみ研究プロジェクトを行い、当該特定のASEC-2 参画機関は、他のASEC-2 参画機関に当該研究プロジェクトに係る情報を開示する場合は、必要に応じてこれを秘密情報として指定するものとする。

5 ASEC-2 参画機関として本コンソーシアムに参画できる機関は、日本国内に本社、事業拠点及び研究拠点もしくは生産拠点を有し、共同研究契約に基づく研究成果を日本国内で事業化できる機関であって、運営規約及び知財取扱規約（以下「規約等」という。）に合意し、かつ産総研と共同研究契約を締結した機関とする。

6 本コンソーシアム に参画しようとする機関は、共同研究契約を締結した時点からASEC-2の運営委員会、技術検討委員会、人材育成委員会の各種委員会に参加する権利を得る。それまでは、原則各種委員会に参加することができないものとする。

（ASEC-2 知的財産権取扱規約の遵守）

第3条 本コンソーシアムが行う研究プロジェクト及び個別研究テーマで創成されるすべての知的財産権に関する取り扱いは、運営規約で定めるほか、知財取扱規約で定めるものとする。

2 運営規約において「本コンソーシアム研究成果」とは、本コンソーシアムにおける共同研究の過程において又は結果として共同研究当事者の参加研究員が創製した発明等、研究成果物（有形物をいう。以下同じ。）、知的財産権等を含む一切の技術的成果をいう。

（本コンソーシアムの設置期間）

第4条 本コンソーシアムの設置期間は、2021年6月1日から2024年3月31日までとする。ただし、期間満了の際、第7条に規定するコンソーシアム運営会議の決定により延長することができるものとする。

（契約の変更等）

第5条 規約等、共同研究契約その他共同研究契約当事者間での合意事項を変更しようとする場合、産総研とASEC-2 参画機関は協議するものとし、産総研及び全てのASEC-2 参画機関との合意が得られたときは、産総研とASEC-2 参画機関は規約等の変更を行い、又は当該共同研究契約に係る変更契約を締結する。

（ASEC-2 の構成員等および区分）

第6条 同一の研究プロジェクトを行うASEC-2 構成員は、当該研究プロジェクトに係る研究体制を構成するものとし、当該研究体制を「ASEC-2 研究体」という。

2 ASEC-2 構成員は、運営規約別表2の基準に基づき、「プライマリ会員」、「アソシエイト会員」、「アカデミック会員」に区分されるものとする。

(ASEC-2 運営会議の設置)

第7条 本コンソーシアムの円滑な推進・運営を目的として ASEC-2 運営会議を設置するものとする。

(ASEC-2 運営会議の構成員)

第8条 前条に規定する ASEC-2 運営会議は、次の各号に掲げる者を委員として構成するものとする。

- 一 第13条第1項に規定する ASEC-2 組織長
- 二 プライマリ会員
- 三 第13条第2項に規定する ASEC-2 事務局長
- 四 第16条第2項に規定する各種委員会委員長
- 五 第19条1項に規定する各研究プロジェクト統括

2 ASEC-2 運営会議の構成員は、ASEC-2 運営会議で議論される内容に対して本コンソーシアム外に情報漏洩しないという秘密保持を遵守する。ASEC-2 運営会議で議論される内容で、ASEC-2 構成員の秘密情報が含まれる場合は、その開示範囲を限定して議論を行うことができる。開示範囲は、当該関係企業と第13条第1項に規定する ASEC-2 組織長、第13条第2項に規定する ASEC-2 事務局長とで協議するものとする。

3 産総研は、ASEC-2 運営会議に ASEC-2 構成員以外の第三者が出席する場合、当該第三者に対し、議事録等に係る秘密情報・資料等の取扱いに関し事前に秘密保持義務を課すものとする。

(ASEC-2 運営会議の議長)

第9条 ASEC-2 運営会議における議事の効率的推進のため、当該会議に議長(以下「運営会議議長」という。)を選任するものとし、運営会議議長は第13条第1項に規定する ASEC-2 組織長をもって充てるものとする。

2 運営会議議長は、会務を総理するものとする。

3 運営会議議長に事故があるときは、運営会議議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するものとする。

4 運営会議議長は前条第1項第二号又は第三号に規定する委員の中から ASEC-2 運営会議幹事を任命するものとし、当該任命された ASEC-2 運営会議幹事は ASEC-2 運営会議議事進行に関し運営会議議長を補佐するものとする。

(ASEC-2 運営会議の委員任期)

第10条 ASEC-2 運営会議の委員の任期は3年とする。なお、委員が任期途中で交代する場合、交代する委員の任期は、前任の委員の残任期間とするものとする。

2 前項に規定する任期期間終了後、引き続き ASEC-2 運営会議の委員を選出する場合、再任することを妨げないものとする。

(ASEC-2 運営会議での協議事項等)

第11条 ASEC-2 運営会議は、以下の事項を協議し決定するものとする。

- 一 共同研究契約条項の内容変更、追加等に関する事項

- 二 運営規約の内容変更、追加等に関する事項
- 三 ASEC-2 知的財産権取扱規約の内容変更、追加等に関する事項
- 四 ASEC-2 研究体の改廃に関する事項
- 五 ASEC-2 への参加に関する事項
- 六 ASEC-2 研究体で行われる研究プロジェクトの開始及び終了に関する事項
- 七 ASEC-2 研究体の予算、人員、設備、研究リソース等の運営全般に関する事項
- 八 第 16 条第 1 項第二号に規定する知的財産委員会において取り扱いに疑義が生じた事項
- 九 その他 ASEC-2 運営会議で必要と認める事項

2 ASEC-2 参画機関は、ASEC-2 参画機関として新規参画を希望する機関等から共同研究への参画要望を受けた場合、その旨を第 13 条第 1 項に規定する ASEC-2 組織長に速やかに書面により通知するものとし、当該通知を受けた ASEC-2 組織長は、第 12 条第 1 項の規定に基づき ASEC-2 運営会議（臨時での開催を含む。）を開催し、審議決定するものとする。

3 ASEC-2 構成員が ASEC-2 参画機関からの脱退を希望する場合は、脱退を希望する日の 60 日前までに第 13 条第 1 項に規定する ASEC-2 組織長に対し書面により通知するものとする。この場合、第 13 条第 1 項に規定する ASEC-2 組織長は当該脱退を希望する参画機関に対し、運営会議において説明を求めることができるものとする。

4 前項の脱退にあたり、当該脱退する ASEC-2 参画機関から産総研に対し支払われた研究資金等については、原則として返還しないものとする。なお、脱退が年度途中である場合には、当該年度の研究資金等の納入義務を負うものとする。

（ASEC-2 運営会議の開催）

第 12 条 運営会議議長は 12 ヶ月に 1 回以上の頻度で ASEC-2 運営会議を開催するものとする。

2 運営会議議長は、開催日時及び開催場所並びに議題等を定め、開催日の 15 日前までに、ASEC-2 運営会議の各委員に通知（電子メールでの通知を含む。）するものとする。

3 前項の通知を受けた委員が ASEC-2 運営会議に出席できない場合、運営会議議長に委任状を提出し、又は運営会議議長の承認を得て当該委員の所属する ASEC-2 参画機関が指名した者が代理で出席することができる。なお、当該代理で出席することができる委員は、ASEC-2 参画機関に所属する者とし、ASEC-2 運営会議で議決権を有するものとする。

4 ASEC-2 運営会議は、運営会議議長及び当該運営会議の委員の 3 分の 2 以上の出席数（前項に規定する代理の出席数を含む。）を得なければ、開催することが出来ないものとする。

5 ASEC-2 運営会議における審議事項は、運営会議議長および代理を含めた当該運営会議の委員の原則全会一致をもって決する。ただし、当該決定は、ASEC-2 研究体が産総研の場を活用した事業であり、産総研が定める規程、規則、その他の取り決めに違反しないよう配慮するものとする。

6 運営会議議長が必要と認めた場合、又は ASEC-2 運営会議の委員が議題と共に運営会議議長に開催を要請した場合、運営会議議長は臨時での ASEC-2 運営会議（以下「臨時 ASEC-2 運営会議」といい、書面による ASEC-2 運営会議を含むものとする。）を開催することができる。書面による臨時 ASEC-2 運営会議において、その委員の全員が審議事項について書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

7 運営会議議長は臨時 ASEC-2 運営会議を開催する場合、本条第2項の規定にかかわらず、開催日時および開催場所並びに議題等を定め、開催日の7日前までに、ASEC-2 運営会議の委員に通知し開催するものとする。

(ASEC-2 組織長、ASEC-2 事務局長の選任)

第13条 産総研は、本コンソーシアムにおける研究開発責任者として組織長（以下「ASEC-2 組織長」という。）を選任するものとする。

2 産総研は、本コンソーシアムにおける研究推進に係る効率的な運営・支援のための事務局長(以下「ASEC-2 事務局長」という。)を選任することができる。

(ASEC-2 事務局の設置)

第14条 本コンソーシアムで実施する共同研究の効率的運営・支援のために ASEC-2 事務局を設置するものとする。

2 ASEC-2 事務局は ASEC-2 運営にかかる事務全般を行うものとする。

(ASEC-2 運営委員会)

第15条 ASEC-2 運営会議の運営及び各 ASEC-2 研究体が進める研究開発円滑化のため、本コンソーシアムに運営委員会（以下「ASEC-2 運営委員会」という。）を設置する。

2 ASEC-2 運営委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成するものとし、ASEC-2 組織長がASEC-2 運営委員会委員長となり、そのとりまとめを行うものとする。

- 一 ASEC-2 組織長
- 二 プライマリ会員
- 三 アカデミック会員
- 四 アソシエイト会員
- 五 ASEC-2 事務局長
- 六 第16条第1項に規定する各種委員会委員長
- 七 各種プロジェクト統括

3 ASEC-2 事務局長は ASEC-2 運営委員会に係る事務全般を行うものとする。

4 必要に応じ、運営委員会副委員長を置くことができる。なお副委員長は、当該委員会の委員の中から、運営委員会委員長が選任するものとする。

(専門委員会)

第16条 本コンソーシアムの研究開発を円滑に推進するため、以下に掲げる委員会を設置するものとする。

- 一 技術検討委員会
- 二 知的財産委員会
- 三 人材育成委員会

2 前項第1号から第3号までに規定する委員会には、委員長及び必要に応じ副委員長を置くものとする。なお、各委員会委員長は ASEC-2 組織長が選任するものとする。副委員長は、当該委員会の委員の中から、委員会委員長が選任するものとする。

3 各委員会は、本コンソーシアムの研究開発に関わるそれぞれの専門分野についての重要事項を討議し、必要に応じて ASEC-2 組織長を通じて ASEC-2 運営会議へ報告又は審議等依頼することができる。

(各委員会の活動内容)

第 17 条 前条第 1 項各号で定める各委員会の活動内容は、次項から第 4 項で定めるとおりとする。なお、全ての委員会での活動は厳に中立かつ公平な運用に努めるものとする。

2 技術検討委員会は、ASEC-2 研究体のプロジェクト研究開発に関する調整機能を担うものとする。

3 知的財産委員会は、本コンソーシアムに係る以下に掲げる事項を担当するものとし、本コンソーシアム研究成果および社会情勢をふまえた知財と標準化の一体的推進を図るものとする。

一 知的財産に係る情報・資料の管理

二 研究試料の管理

三 知的財産データベース等の構築と知的財産相互利用の促進

四 成果普及、実証・評価及び実証試験を目的とした研究試料の提供等

4 人材育成委員会は、ASEC-2 研究体に係る以下に掲げる事項を担当するものとする。

一 企業若手研究者の交流会、セミナー、学会発表・論文発表のための指導等

(知的財産委員会及び自らが権利を有しない知的財産の実施条件)

第 18 条 発明がなされた際には、別に定める知的財産権確認手順書に従い、知的財産委員長は審査すべき案件毎に、知的財産委員若干名を毎回選出し、審査を行うものとする。

2 知的財産委員会を構成する者は、ASEC-2 組織長、ASEC-2 事務局長、及び知財取扱規約第 18 条に定める者とするが、発明等を創製した当事者との利害関係を考慮して選任されるものとする。

3 ASEC-2 研究体にかかる研究プロジェクトに基づき創製された自らが権利を有しない知的財産の実施にあたっては、実施許諾者は、当該プロジェクトに参画するプライマリ会員に対しては参画しないプライマリ会員もしくはアソシエイト会員に対して提示するよりも有利な条件で、当該プロジェクトに参画しないプライマリ会員もしくはアソシエイト会員に対しては本コンソーシアムに参画しない第三者に対して提示するよりも有利な条件で、それぞれ許諾するものとする。

4 知的財産委員会に係る一切の事務は ASEC-2 事務局が行うものとし、原則として案件毎に対象となる研究体関係者内で審査するものとする。

(研究プロジェクトと研究テーマ等)

第 19 条 産総研は、別表 1 に示す ASEC-2 参画機関と共同で、ASEC-2 運営会議の承認を得て、オープンプラットフォームで行う研究プロジェクトを実施することができる。その際、研究プロジェクト統括を決定し、第 6 条に規定する ASEC-2 研究体を結成することができる。

2 前項に規定する研究プロジェクトを開始、もしくは終了する場合、ASEC-2 事務局が別途定める届出様式に従って、事前に ASEC-2 事務局に申請するものとし、当該申請は ASEC-2 運営委員会による合議を経て ASEC-2 運営会議の承認を得るものとする。

3 運営規約別表 2 に規定するアソシエイト会員は、プライマリ会員が研究プロジェクトに参加することを認めた場合、前項の申請手続きを踏まえ ASEC-2 運営会議の承認を得て、研究プロジェクトに参加することができる。

4 第1項に規定する研究プロジェクトは、プロジェクト参加機関ごとに細分化された分担研究テーマから構成されるものとし、産総研と ASEC-2 参画機関との間で締結する共同研究契約において、各機関が参画する研究プロジェクト、及び分担する研究テーマについて規定されるものとする。また、研究プロジェクトの推進に必要と見積られる当該研究リソースの数値を当該共同研究契約に明記するものとする。

5 ASEC-2 参画機関は、その実施する研究プロジェクトに係る秘密情報について、他の研究プロジェクトに係る ASEC-2 参画機関に対して秘密情報として取り扱うよう求めるものとする。

6 第1項から前項の規定に関わらず、戦略シナリオ検討プロジェクトについては、運営規約別表1に規定する全ての会員が参加できるものとする。

(事務局への通知等)

第20条 ASEC-2 構成員は、ASEC-2 研究体にかかる共同研究に関連し、以下に掲げる事項について、速やかに書面により ASEC-2 事務局に通知するものとする。

一 ASEC-2 研究体が実施する研究プロジェクトに基づく本コンソーシアム研究成果に係る特許出願等を行うとき(発明等の要旨の情報)

二 共同研究契約条項に規定する参加研究員等の追加・変更をしようとするとき

三 ASEC-2 研究体に係る研究プロジェクトに基づき創製された知的財産権に係る通常実施権等の許諾又は譲渡をしようとするとき

四 ASEC-2 研究体に係る研究プロジェクトに基づき創製された本コンソーシアム研究成果及び技術情報・資料等を、外部に公表しようとするとき

2 ASEC-2 組織長は前項各号に基づく通知を受け、その内容がASEC-2 研究体の実施する研究プロジェクトの目的達成に支障があるものと判断したときは、ASEC-2 運営会議を開催し、当該運営委員に意見を求めることができる。

(装置・設備の持込等)

第21条 ASEC-2 参画機関は、産総研が指定する「産総研内に設置された燃料電池研究施設および研究設備」(以下「燃料電池研究拠点」という。)に評価設備、製造設備等(以下「設備等」という。)を持ち込み設置することができる。

2 前項の規定に基づき産総研に持ち込まれた設備等の搬入、据付、撤去、改造、並びに試運転に係る全ての費用は、原則として当該設備等を持ち込んだ者が負担するものとする。

(燃料電池研究拠点の持ち込み設備等の利用)

第22条 前条の規定に基づき燃料電池研究拠点に設置された当該設備等は、原則として ASEC-2 研究体が共同して利用することができるものとする。ただし、当該共同利用が、秘密の保持その他特段の理由があるものとして ASEC-2 構成員が ASEC-2 組織長に申請し、当該 ASEC-2 組織長が必要と認めた場合には、当該 ASEC-2 構成員は一時的に占有して利用することができるものとする。なお、前条第1項の規定に基づき燃料電池研究拠点に設置された設備等の利用時間の配分は、ASEC-2 構成員の意見も踏まえ ASEC-2 運営委員会が決定するものとする。

(燃料電池研究拠点において産総研が管理する設備等の利用)

第 2 3 条 ASEC-2 参画機関は、共同研究の推進を目的として産総研の承認が得られた場合、燃料電池研究拠点において産総研が管理する設備等について、公平なコストシェアの理念の下で利用できるものとする。なお、産総研は、他の契約等による制限、その他業務に支障が無い限り、その利用を原則承認するものとする。

2 前項に規定する産総研が管理する設備等の利用は、原則共用とするものとする。ただし、当該共用が、秘密の保持その他特段の理由があるものとしてASEC-2 構成員が ASEC-2 組織長に申請し、ASEC-2 組織長が必要と認めた場合には、当該 ASEC-2 構成員は一時的に占有して利用することができるものとする。なお、前項に規定する産総研が管理する設備等の利用時間の配分は、ASEC-2 構成員の意見等も踏まえてASEC-2 運営委員会が決定するものとする。

(設備等の破損、改造等対応及び安全管理)

第 2 4 条 第 2 1 条及び前条第 1 項に規定する燃料電池研究拠点の設備等の利用に際し、当該利用中に発生した故障、破損等は、原則として当該利用時の ASEC-2 参画機関が自己費用負担により原状に復するものとする。

2 ASEC-2 構成員は、共同研究実施のために必要であるとして、ASEC-2 運営委員会にて協議し、ASEC-2 組織長および産総研の許可が得られたときには燃料電池研究拠点の一時的な改造等を行うことができるものとする。この場合において当該改造を行った ASEC-2 構成員は、当該研究終了後自己負担により速やかに原状に復するものとする。

3 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、ASEC-2 組織長が認めたときは、ASEC-2 運営費で当該故障、破損、改造にかかる修理費用を負担することができる。

4 第 2 2 条第 1 項及び前条第 2 項の規定に基づき設備等を占有する場合は、当該設備等の占有利用の期間、当該利用者が安全上のすべての管理責任を負うものとする。

(研究員の派遣等)

第 2 5 条 ASEC-2 参画機関は、産総研との共同研究契約に基づき、産総研に自己の研究員を派遣し常駐(以下「常駐研究員」という。)させることができる。この場合において、当該常駐させる ASEC-2 参画機関は、共同研究契約に基づき、人頭経費を支払うものとする。

2 産総研とASEC-2 参画機関は、人材移籍型共同研究契約様式(人材移籍型：別途自己の研究員を産総研の契約職員として雇用することの手続きを有するもので、産総研側の研究員として参加登録されるもの。)を活用した共同研究を行うことができる。この場合、産総研は、当該雇用した研究員に対して雇用契約に基づき直接支払う給与等について、産総研に対し提供される研究資金等から支払うものとする。

3 第 1 項に規定する常駐研究員の業務は、ASEC-2 研究体が実施する研究に係る別段の制限がある場合を除き、原則として共同研究契約に基づくものとする。

(人材育成費の提供等)

第 2 6 条 ASEC-2 参画機関は、第 2 条第 2 項の規定に関連し ASEC-2 研究体が共同研究実施とあわせて推進する人材育成に関する経費を負担するものとする。

(間接経費の提供)

第 27 条 ASEC-2 参画機関は、産総研との資金提供型の共同研究契約を締結する場合、研究資金等のうち直接経費に係る 30%分を間接経費として負担 (ASEC-2 運営費の外数として、産総研が間接的な経費として執行するもの。) とする。

(ASEC-2 構成員による ASEC-2 研究体外との研究協力)

第 28 条 ASEC-2 構成員は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、ASEC-2 研究体に参画する機関以外の者とASEC-2 の活動において創製された本コンソーシアム研究成果を用いた共同研究および共同開発並びに委託研究などの研究協力を行ってはならない。

一 研究試料の提供を行う場合であって、それぞれの ASEC-2 参画機関の規定、規則に従う場合であって、ASEC-2 組織長が認めた場合

二 研究協力をしようとする相手先が ASEC-2 参画機関の会社法上の子会社であって、ASEC-2 組織長が認めた場合

三 公知となった本コンソーシアム研究成果を用いて共同研究及び共同開発ならびに委託研究などの研究協力を行う場合

2 ASEC-2 構成員は、前項各号の規定に基づく研究協力を行う場合、別途ASEC-2 事務局が定める様式により、事前に ASEC-2 事務局に届出を行い ASEC-2 組織長の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第 29 条 ASEC-2 構成員は、次の各号に掲げるもの (以下「秘密情報・成果等」という。) を秘密として扱い、秘密情報・成果等を開示した ASEC-2 構成員の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩しないものとする。

一 ASEC-2 構成員での共同研究に関して他の ASEC-2 構成員 (他のASEC-2 構成員の参加研究員等を含む。以下、本条において同じ。) から提供又は開示された、技術情報・資料等及び営業上の情報であって、提供若しくは開示の際に当該他の ASEC-2 構成員より秘密である旨の表示がなされたもの又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で当該他の ASEC-2 構成員より通知されたもの (以下「秘密情報」という。)

二 ASEC-2 構成員での共同研究に係る本コンソーシアム研究成果であって、当該本コンソーシアム研究成果が創製された研究プロジェクトのASEC-2 構成員が秘密として指定したもの

三 ASEC-2 構成員での共同研究の過程において創製された、前号の成果以外の技術情報・資料等であって、創製後速やかに、当該技術情報・資料等を創製した研究プロジェクトの ASEC-2 構成員が秘密として指定したもの

2 前項の規定は、秘密情報・成果等が次の各号いずれかに該当する場合は、適用しない。

一 秘密情報・成果等を開示した ASEC-2 構成員からの知得時に既に公知の情報又は秘密情報・成果等を開示した ASEC-2 構成員から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

三 秘密情報・成果等を開示した ASEC-2 構成員から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報

四 秘密情報・成果等を開示した ASEC-2 構成員から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの

3 第1項に規定する秘密情報・成果の取り扱いは、ASEC-2 研究体に設置された研究プロジェクト間においても同様に扱うものとし、開示又は提供範囲（「受領者限り」、「研究プロジェクト内限り」、「ASEC-2研究体限り」等の範囲）が明示されているものは、併せてその条件を遵守するものとする。

4 研究プロジェクトに参加する ASEC-2 研究体研究員等は、他の研究プロジェクトの技術情報又は営業情報で公然と知られていないものを知得した場合、当該技術情報又は営業情報を口外してはならないものとする。

5 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、ASEC-2 構成員は、裁判所、行政機関等より法令等に基づき秘密情報・成果等の開示を求められた場合には、速やかにその旨を当該秘密情報・成果等の提供又は開示をした当該他のASEC-2 構成員に通知するものとする。この場合において、秘密情報・成果等の開示を求められたASEC-2 構成員は、当該秘密情報・成果等を必要最小限の範囲に限り、当該他のASEC-2 構成員の事前の同意を得ることなく当該裁判所、行政機関等に開示することができる。

6 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、ASEC-2 構成員は、本コンソーシアムの目的のために必要な範囲で弁理士、弁護士等の職務上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報・成果等を開示することができる。ただし、外部専門家による秘密保持義務の違反は開示したASEC-2 構成員による違反とみなす。

（研究成果の報告書）

第30条 ASEC-2 組織長は、ASEC-2 構成員に対し、共同研究契約条項に規定する研究成果についてとりまとめることを指示することができる。ASEC-2 参画機関は成果報告書のとりまとめに協力するものとする。事務局は、ASEC-2 構成員の協力を得て毎年度の ASEC-2 成果報告書を作成するものとする。

（終了時の対応）

第31条 本コンソーシアムを終了する際には、成果の承継、知的財産権の譲渡・放棄等などの対応を事前に第7条に規定する運営会議にて決定する。

（残存条項）

第32条 運営規約の規定は、原則として本コンソーシアムの存続期間中は有効とする。ただし、本コンソーシアム終了後3年間は、第8条第2項及び第29条の規定は、なおも有効に存続するものとする。

2 ASEC-2 構成員が本コンソーシアムを脱退した後も、前項の規定を遵守する義務は存続するものとする。

（運営規約に定めのない事項の取扱）

第33条 運営規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、ASEC-2 運営会議で審議決定する。

2 運営規約と共同研究契約書との間にいずれかの相違ないし矛盾を生じたときは、運営規約の内容が優先する。

(別表1)

ASEC-2 参画機関一覧表

(2021年10月12日現在)

プライマリ会員

大阪ガス株式会社

京セラ株式会社

株式会社 デンソー

森村SOFCテクノロジー株式会社

三浦工業株式会社

日本ガイシ株式会社

アソシエイト会員

朝日化学工業株式会社

住友金属鉱山株式会社

アカデミック会員

九州大学

中部大学

筑波大学

東京大学

(別表2)

会員の種別について

1. プライマリ会員

研究資金年間 300 万円以上 500 万円未満を拠出した機関

2. アソシエイト会員

研究資金年間 50 万円以上を拠出した機関

3. アカデミック会員

営利目的の企業活動をしていない各種団体、例えば大学法人、国立研究開発法人、国、地方公共団体およびその研究機関。研究資金は原則として無償とする。

以下 余白